

ポール・ハーストの経済および社会福祉 ガバナンス・モデルに関する一考察

——アソシエーティブ・デモクラシーの可能性を求めて——

福地 潮人*

本稿はイギリスの政治学者ポール・ハーストの提示するガバナンス・モデルを取り扱っている。近年のボランティア・アソシエーションの活発な活動は大きな注目を集めており、そのガバナンス再編上の役割についても多大な期待が寄せられている。しかし、ボランティア・アソシエーションを中心にすえた新しいガバナンスの全体像まで見渡した議論は数少ない。ハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論はそのような数少ない議論のひとつである。本稿の見るところ、彼の提示するガバナンス・モデルは、「参加能力の不平等の解消」や「国家統治機構の民主化」という観点の希薄さ、など難点があるものの、一方で制度モデルとしての体系性を十分に備えたものとなっており、この点で大きく評価できる。

キーワード：アソシエーティブ・デモクラシー、ポール・ハースト、経済ガバナンス、「産業公共圏」、社会福祉ガバナンス、「協同主義的福祉システム」、デビッド E. モルガン

目 次

はじめに

1. アソシエーティブ・デモクラシー論における経済ガバナンス・モデル
 - (1) 経済ガバナンスという視点
 - (2) 3大ドクトリンの失敗
 - (3) アソシエーティブ・エコノミー
2. アソシエーティブ・デモクラシー論における社会福祉ガバナンス・モデル
 - (1) 「集産主義的福祉」の行き詰まり
 - (2) 「協同主義的福祉システム」
 - (3) 「最低所得保障 (GMI)」
3. ハースト・ガバナンス・モデルの可能性と限界
 - (1) 体系的な社会改革案として
 - (2) 選択能力の格差の存在
 - (3) 国家統治機構の民主化

むすび

はじめに

90年代以降、NPOなど各種のボランティア・アソシエーションによる市民活動がわが国でも急速に活発化している。内閣府の集計によれば、NPO法人格の取得を申請している団体の数は、2001年6月下旬の時点で既に5,000件を超えており、そのうち約4,200の団体が既に認証されている¹⁾。もちろん、このように法人格を申請しているのはNPOの中でもほんの一部に過ぎない。2000年に経済企画庁（現内閣府）の実施した「市民活動団体等基本調査」によれば、上記のようなNPO法人を含むわが国の市民活動団体の数は、都道府県や政令指定都市が把握しているだけでも約88,000団体（87,928

*立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

団体）にものぼる。そして、このうち約4割の団体は90年代以降に活動を開始したものである²⁾。

一方、わが国の市民の間でも、このようなボランティア・アソシエーションの活動に対する認識は着実に高まっている。2000年に内閣府の委託で実施された「市民活動団体の評価に関する調査」によれば、市民活動団体について「知っていた」と回答したのは回答者全体の約7割にものぼる。また、全回答者の約65パーセントの人が市民活動への参加の意向を示している。さらに約7割の回答者が市民活動団体について「これからの世の中の重要な役割を担っていく存在」とであると評価している³⁾。この数値からはボランティア・アソシエーションの活動に対するわが国市民の高い期待を十分にうかがい知ることができるだろう。

ところで、このようなボランティア・アソシエーションに対する期待の高まりの背景には、とくにわが国も含めた先進資本主義諸国においては、70年代以降の経済と社会福祉の2つの領域における、既存の国家と市場による調整スタイルの行き詰まりという事実がある。経済の領域では、70年代以降、国家による積極的な介入を特徴とするケインジアン的なマクロ経済政策が失敗し、成長は滞った。80年代には市場原理主義者が「自由な市場」による調整を目論んだが、今やこれが幻想に過ぎなかったことは誰の目にも明らかである。結果として、企業間競争は激化し、「リストラ」の名のもとに解雇やレイオフが繰り返され、先進資本主義諸国の失業者数は軒並み増大した。さらにこのような経済成長の停滞の直接的な被害を被っているのが社会福祉である。膨大な数にのぼる失業者の発生で社会的コストが増大し、福祉財政を圧

迫した。さらに、既存の国家による直接的な福祉供給では、市民の間で多様化した福祉ニーズに対してはもはや十分に応えることができなくなった。このような福祉国家を批判の遡上に挙げた80年代の新自由主義者たちは、これにかわるオルタナティブとして「福祉市場」の創生を高らかに唄った。しかし、そのねらいはあくまでも社会福祉政策の放棄にあった。もちろん、このような社会福祉の市場化は今では完全に失敗している⁴⁾。このような一連の経過は、既存の国家と市場という2大アクターによるガバナンスの寡占が、もはや経済と社会福祉の危機に対する回答としては有効でないことを如実に示していた。そして、この意味で、自発的で、自己統治的なアソシエーションには経済と社会福祉の領域における既存の2大ガバナンス・アクターの寡占を打破し、これを再編していくことが期待されているのである。

しかしながら、このような大きな期待にもかかわらず、ボランティア・アソシエーションが実際の経済と、社会福祉の領域で、具体的にはどのように、そしてまたどのような方向に向けてガバナンスを再編していくのか、という点についてはまだ十分に明らかになっていない。もちろん、近年の非営利組織研究や社会的経済論の進展は目覚ましいものである。しかし、それらの議論の範囲は非営利セクターの確立やこれをめぐる問題点などにとどまりがちであり、ボランティア・アソシエーションを中心にすえた新たなガバナンスの全体像まで十分に見渡した議論は数少ない。確かに、現代経済や社会福祉領域における非営利セクターの確立は重要な課題である。しかし、それらの処方箋だけでは上述のような現在の経済、社会福祉の危機的状況を打破するには不十分である。サラモンの言うよ

うな「アソシエーション革命」にしても、その目的が単なる非営利セクターの確立などにとどまるのなら、それは「革命」とは呼びがたいものになるにちがいない⁵⁾。この意味でも、国家、企業組織、地域社会など他の諸制度の再編をも視野にふくめた、より体系的な戦略プログラムが必要である。

イギリスの政治学者ポール・ハーストの提唱するアソシエーティブ・デモクラシー論は、そのような戦略プログラムを提案する数少ない議論のひとつである。アソシエーティブ・デモクラシー論とは、市民社会を構成するアソシエーション⁶⁾を経済・社会福祉ガバナンスにおけるメイン・アクターとして積極的に位置づけようという議論である。先回われわれはこのハーストのアソシエーティブ・デモクラシー論について、その理論枠組みの部分を、もうひとつのアソシエーティブ・デモクラシー論であるコーエン＝ロジャース・モデルと対比させながら、「市民社会」を中心にすえたガバナンスのあり方、そしてこれを構築する際の問題点について検討した⁷⁾。古典的アソシエーションナリズムの現代的再生を試みるハーストのモデルは、現代国家の役割の重要性を認めた非常にプラクティカルなものであり、「市民社会」⁸⁾を中心にすえたガバナンスのあり方を考える上でも大いに学ぶところがあった。しかし一方で、彼の理論枠組みにはコーエンらの強調するような「市民社会」内の権力関係に対する視点が希薄であり、この点で問題があった。

とはいえ、もちろん、このような理論枠組み上の問題点のみをもって、彼の議論全体のよしあしを判断することはできない。ハーストは一方で、現代の広範にわたる経済問題、社会福祉をめぐる問題に鋭いメスを入れ、それらの入念

な検討の後、独自の具体的な制度モデルを提示している。この点はわれわれが先回十分に引き上げなかった点でもある。しかし、ハースト自身も明言しているように、彼の議論の本来のねらいは、そのような具体的な制度モデルを提示することによって、「信頼に値するような」制度モデルの議論を欠いた従来の古典的アソシエーションナリズムの空白を埋めることにある⁹⁾。ここからも分かるように、ハーストの議論の核心はその提示する制度モデルにあり、ゆえに彼の主張の真価もまさにこの点においてこそ問われるべきである。

このような先回までの議論の状況を踏まえて、本稿では、ハーストの提示する経済と社会福祉の二つの制度モデルをとりあげ、先回の議論よりさらに深く踏み込んだ形で検討していく。彼の示す制度モデルを手がかりにしながら、経済・社会福祉ガバナンスにおいてボランティア・アソシエーションの担うべき役割などを検討し、そこから「市民社会」を中心にすえたガバナンスの全体像を浮き彫りにしていくことが本稿の課題である。議論の手順は以下に示すとおりである。

まず第1章ではハーストの経済ガバナンス・モデルを、そして第2章では社会福祉ガバナンス・モデルを見ていく。その際の議論のポイントは、①ハーストは先進資本主義諸国の現状経済、そして福祉国家をどう捉え、また何を問題視しているのか。また、②そのような現代福祉国家の問題に、ハーストはどのような処方箋を提案しているのか、という2点である。つづく3章では、2章までの議論をふまえながら、ハーストの提示するガバナンス・モデルの有用な点とこのモデルの限界について検討する。とくに後者については、ハースト・モデルに寄せら

れた批判とこの批判に対するハースト自身の反論も取り上げながら、より入念に検討しつつ、市民社会を中心にすえたガバナンスのあり方をあらためて考えていく上での一助としたい¹⁰⁾。

1. アソシエーティブ・デモクラシー論における経済ガバナンス・モデル

（1）経済ガバナンスという視点

先進資本主義諸国は70年代以降、深刻な成長の滞りのなかにある。ハーストのみるところ、このような経済停滞はそもそも70年代以降の国際経済に生じた変化に起因している。その変化とは、具体的には以下の4つである。まず、第1に1972年のブレトン・ウッズ体制の崩壊に始まる通貨相場の不安定化、第2に80年代の規制緩和の結果としての株式市場の国際化、第3に先進国間での工業製品貿易量の劇的な増大、第4にEUやNAFTAに代表される超国家的な経済・貿易ブロックの形成、である¹¹⁾。このような国際経済上の変化の前に既存のケインズ主義的な国民経済政策、そして「規模の経済」型の集権的な産業政策はすでに効果を失っている。各国の諸経済アクター間の協力を通して、これらに替わる新しい政策をオルタナティブとして定立していく必要がある。しかし、そもそもそのような社会的な協同を生み出すための社会資源が致命的に不足しており、打開策にむけての歩みは阻まれている¹²⁾。結局、先進資本主義国の多くは経済の停滞から脱するためのこれといった対策をいまだに打ち出せないでいる。

加えて、ケインズ主義にかわるオルタナティブとして80年代に猛威をふるった新自由主義も人々に「新しい繁栄」を約束したものの、早々と失敗してしまった。このイデオロギーが

残したものは結局、為政者らに深く浸透した失望感と、市民の経済政策自体に対する期待感の減退だけである。ハーストの見るところ、この人々の失望感の上には、さらに将来に対する不安感が大きく重なっている。その結果、「富める者」はますます利己的になり、私財を守ることにあけくれ、納税さえ拒み、弱者に対するほんの僅かな援助さえすすんで行おうとはしなくなった¹³⁾。

ハーストはさらに、この新自由主義が根底にもつ経済観そのものに厳しい批判を加えながら、経済ガバナンスという視点の重要性を改めて強調する。ここでハーストがいう経済ガバナンスの視点とは、明示的に定義されているわけではないが、経済を常に社会諸制度に埋め込まれたものとして捉える観点をさしていることは、彼の議論の文脈からも明らかである。ハーストの見るところ、このような経済ガバナンスの視点は新自由主義イデオロギーのよって立つ経済観自体には欠落していた。周知のとおり、新自由主義は市場があらゆる調整はおろか、「社会正義」などからさえも可能な限り自由になった時、最良の経済メカニズムとなると主張する。しかしながら、ハーストにとっては、このような新自由主義の主張は「俗悪な弁神論（mundane theodicy）」でしかない。たとえば、ケインズ主義がかつて主張したように完全雇用などは市場メカニズムのみでは達成し得ない。さらに、今日の制度学派が主張するように投資や熟練労働者の供給などの面での適切なインプットは市場メカニズムのみではもたらしえないものである¹⁴⁾。ハーストによれば、「市場経済は公的機関による適切な指示と調整、そして妥当な社会諸制度への埋め込みがなければ、良好な自然環境や適切な雇用水準などのような実質

的な社会的成果をもたらしてはしない。また、生産物や再生産手段の望ましい配分、既存の経済活動水準の向上なども期待できないのである」¹⁵⁾。

市場を社会的な文脈から切り離して考えるのでは、今日のあらゆる経済問題は真の解決へといたる道を閉ざされてしまうことになるであろう。たとえば、経済問題から派生する貧困問題もそうである。新自由主義はトリックルダウン政策の展開によって市場メカニズムが富をもたらした、これが貧困さえ克服しうるかのように主張する。しかし、ハーストによれば、富はあくまでも全社会的な産物であり、これを生み出すのは何も市場のみに限られてはいない¹⁶⁾。市場は富を生み出す多くの方法の1つに過ぎないのである。さらに、市場がいくら富を生み出したところで、富そのものが偏在していれば貧困が解決されたことにはならないし、仮に現在、うまく富にありついている人がいるとしても、富そのものがその人の雇用や貯蓄、教育などの将来に対する絶え間ない不安感を取り除くわけでもない。

ハーストは、このような経済観という点では、今日の経済学も新自由主義と同様の誤りを犯していると見ている。すなわち彼によれば、計量的な手法を中心にすえた今日の経済学は、経済問題を「狭い意味での『経済的な』問題」として捉えている。しかし一方で、上の貧困問題の例のように、ほとんどの経済問題は同時に社会問題として発生している。市場に起こる事象を単に数値化するだけでは問題解決には結びつかないのは当然である。そればかりか、そのような数値化自体、経済問題の本質を浮き彫りにできるかどうかさえ疑わしい。経済問題の解決にあたる上で何よりも重要なのは、経済を常に社会に埋め込まれたものとして捉える視点、す

なわち経済ガバナンスの視点である。この点で、「オルタナティブな政策の源泉という意味では、技術的経済学や新しい理論モデルの構想、多種多様な数理的計量アプローチなどは（…）二の次のものでしかない」のである¹⁷⁾。

（2）3大ドクトリンの失敗

上述のように経済ガバナンスの視点の重要性を強調したハーストは、20世紀に登場した経済体制を改めてこの角度から捉えなおそうと試みる。彼によれば20世紀の経済ガバナンスには大別して次の3つのタイプ（これらを「ドクトリン」と彼は呼ぶ）がある。まず、旧ソ連とその衛星諸国に典型的だった社会主義経済体制における①計画経済型ガバナンス、次に70年代までの先進資本主義諸国に典型的な②ケインズ主義型ガバナンス、そして80年代のサッチャリズム、レーガノミクスに代表される③経済自由主義型（新自由主義型）ガバナンスである¹⁸⁾。しかし、これらのいずれのタイプも現在では有効な調整の結果を生み出しえないでいる。というのも、ハーストの見るところ、これら3つの経済ガバナンスのそれぞれで想定された国家と市民社会の関係のあり方に問題があるからである¹⁹⁾。

彼によれば、この3種類のガバナンス類型はいずれも19世紀リベラリズムの国家観ないしはその「国家—市民社会」関係の想定を多かれ少なかれ継承している²⁰⁾。19世紀リベラリズムは代表制民主主義による正統化の手続きを通して、国家に強力な経済介入能力を付与した。また、同時にここでは市民間の「法の下での平等」が想定されたことで、あらゆる経済アクターの地位が平等なものとなさされるようになった。この点で重商主義の時代には地位的な特権によ

って歪められていた国家と市民社会の間の境界は明確に規定されることとなった。このように国家と市民社会が明瞭に「分離」されることで、国家はそれまで実質上貴族や地主層に握られていた公権力を一手に掌握することが可能となった。結果的に国家は立法・行政上の権力を独占し、市民社会に最大限の意思を強制する「集権国家」となり、その経済介入能力はさらに拡大強化されることとなった。19世紀リベラリズムの想定したこの「集権国家」の性格は20世紀の国家にも受け継がれている。そして、その想定が依拠するのは、ここでも国家と市民社会の間の明瞭な「分離」という前提である。ハーストによれば、この「国家—市民社会」の「分離形態（forms of separation）」のあり方こそ、それぞれの経済ガバナンスにおける国家の介入能力を基礎づけるものであり、また同時に、国家の介入の成否を左右するものなのである²¹⁾。

さて、上述の3つの経済ガバナンス類型では、「国家—市民社会」が具体的にはどのように「分離」されていたのであろうか。ハーストの議論に則しながら順に見ていこう。

まず①計画経済型ガバナンスでは、国家の策定した包括的な経済計画が最大限に重視され、計画の遂行こそが諸経済アクターの至上命題とされた。国家による独占の正統化のために、イデオロギーと支配政党のレトリックがあらゆる角度から動員され、結果として国家の集権的性格もここでは暴力的なものにまで高められた。その市民社会との「分離」は過剰で一方的であり、国家が完全に自律した力を持つ一方で、市民社会は国家によってそのイメージさえもつくり変えられた。これはもはや「分離」を通り越した、「権威的支配」とも呼ぶべき関係である。ハーストの見るところ、このガバナンスでは生

産や富の分配は単なる経済活動として見られており、「社会的」活動すなわち「個人がそこに関わり、アイデンティティを確立させ、生産に関わる制度を運用し、労働や交換、消費に対する規範を抱きつつ、賃金、利潤さらには非物質的な充足感を求めていくような活動」として捉えられていなかった²²⁾。このような国家の計画の実現のために「市民社会」の自律性自体さえ否定するという「形式主義（formalism）」こそ、この計画経済型ガバナンスの致命的な欠陥である。ここからは安定した、自律的な社会制度も、有用な協同の意識も生まれない。「社会的な協同」というような発想など、ここには微塵もないのである。

次に②ケインズ主義型ガバナンスにおける「国家—市民社会」関係である。ケインズ主義と一口に言っても、そこには多種多様なバリエーションがある。ハーストもその点を十分に認めつつ、主にイギリスの事例を念頭において議論を展開している²³⁾。ハーストによれば、ケインズ主義型ガバナンスにおいては既存の市場経済と自由民主主義国家の構造自体を変えることなく、改革を遂行することが求められる。改革の手段も主に政策の改定、修正に限定される。国家は中立的、効率的な存在と受け止められ、国家介入も市民社会、なかでも特に経済アクターとしての市民の自律性を守るという名目の下、正統化される。この点では先にふれた19世紀リベラリズムの想定する「国家—市民社会」の「分離」が、このガバナンス類型では純粋に維持され、温存されている²⁴⁾。このガバナンスのあり方は完全雇用や高度成長など一定の成果をあげた。しかし、70年代に入ってから発生した賃金高騰に伴うインフレ、さらには大企業マネジメントの失敗などの「危機」には対処で

きなかった。ケインジアンに内在する「国家—市民社会」関係についての19世紀的な古い想定自体がすでに時代状況に適合できなくなったのである。ケインズ主義はネオ・コーポラティズムの導入と産業政策の策定をもって、この古い「国家—市民社会」関係の想定からの脱却をはかろうとする。しかしながら、ハーストによれば、例えばイギリスでは利益集団の弱さと排他的な政党政治文化の前に、「協同的政治文化（a collaborative political culture）」を生み出すことができず、結局コーポラティズム、産業政策のいずれもが失敗した²⁵⁾。しかし、ハーストの見るところ、そもそもコーポラティズムや産業政策といった考え方はケインズ主義本来の発想には含まれていない²⁶⁾。政策を補完するような諸制度の構築という発想そのものが欠如している。ハーストはこのような発想の欠如自体が、ケインズ主義の経済ガバナンス様式としての本質的な限界を示しているという²⁷⁾。

最後に③経済自由主義（新自由主義）型ガバナンスにおける「国家—市民社会」関係である。ハーストの認識ではこのイデオロギーは市場や私企業の利潤を重視はしているものの、一方では国民経済の運営をいまだ志向してもおり、この意味では「純粋なレッセフェール」を志向してはいない²⁸⁾。むしろ、新自由主義が自らの理想とする「市場ベースの社会構造」を具体化するためには、強権的な国家による「規制緩和のための規制」が必要となる。実際に、新自由主義が掲げた公共支出の削減など論争を呼びがちな政策は、集権的な国家の力を通じて半ば暴力的に推し進められた。ハーストによれば、ここでは「国家—市民社会」間の「分離」はさらに強調されており、この点から市民社会に対して強権的に意思を強制する、という新自由主義の

描く国家像も浮かび上がってくる²⁹⁾。

一方で、利益集団間の対話などは極限にまで軽んじられるか、廃止された。ハーストによれば、新自由主義の描く国家はもはやケインジアンが描いたような中立的な調整機関としてのそれではない。例えば、高額所得者対象の直接税減税政策などに見られるように、富裕層や利子生活者、金融機関などあきらかに特定の利益を優遇する国家である。その他の大部分の利益はないがしろにされ、結果的に古典的リベリズムが想定した市民間の「法の下の平等」は有名無実のものとなっている³⁰⁾。このように新自由主義国家が特定の利益を優遇し、また逆に排除したことで、結果的にネオ・コーポラティズムなど社会集団間の連携を促進するような制度はことごとく破壊された³¹⁾。そもそも市場メカニズムによる自動的な需給バランスの均衡という幻想を信じる新自由主義にとっては、むしろそのような社会制度は市場本来の効率性を歪める障害なのである。しかし、ハーストも指摘するように、これは明らかに誤りである。市場がその効率性を発揮するのは、それが非市場的な諸制度に適切に組み込まれた時である。この意味では社会制度は市場にとっての障害などではなく、むしろ市場の効果をあげるために不可欠な手段なのである³²⁾。

上に見てきたように、どの経済ガバナンス類型においても、それらが想定する「国家—市民社会」関係のフォルマリズムから脱しきれず、ゆえに社会的協同を生み出すような社会制度という発想には結びつかなかった。そのため、危機に際して、社会諸集団や諸企業の間で十分な対話を継続した上で、それらをガバナンスに動員しつつ、イノベーションなどの適切な改革をすすめることができなかった³³⁾。ハーストの見

るところ、この点でいずれのガバナンス類型においても、経済は社会制度と切り離されて考えられており、この意味ではガバナンスという視点自体が欠如しているのである。

（3）アソシエティブ・エコノミー

ハーストは以上のような経済ガバナンス類型の入念な検討を経た後、自らの経済ガバナンス・モデルを、社会制度の整備を第一義的に優先するものとして位置づける。彼の経済ガバナンス・モデルの特徴は以下の2点に集約される³⁴⁾。

①国家と市民社会の関係を変容させる。国家を「多元化」し、市民社会を「公共化する（publicizing）」ことで、経済諸アクター間の協同関係を生み出し、効果的な経済パフォーマンスを達成する。

②公共セクター、民間セクターの双方において、ヒエラルキー的な組織マネジメントを改善しつつ、民主的なコーポレート・ガバナンスを促進する。

さらにこの2点に加えて、彼がここで一貫して強調するのは、ガバナンスへの市民の「参加」という視点である。前節で見てきた過去の経済体制における3つのガバナンス類型では、市民は経済の統治過程に参加する主体として捉えられていなかった。計画経済の下では、市民は国家の策定した計画を黙々と遂行する単なる政策遂行手段でしかなかったし、ケインズ主義の下でも政策決定の対象であった。新自由主義の下でも、市民は消費者および企業家と同一視され、受動的な存在としてカテゴライズされた。しかし、ハーストの見るところ、経済アクターとしての市民は本来、決してそのような消極的な存在ではない。ガバナンスに積極的に参加し、経済構造自体を変革していく可能性をもつ存在で

ある。実際、研究開発や知識集約型産業への構造転換に成功した地域で鍵を握ったのは、特定の経営エリートの存在ではなく、中核労働者層としての市民の決定過程への参加である。ハーストはこの点からも、むしろ市民が経済ガバナンスに参加する積極的な存在と位置づけられてからこそ、イノベーションなどの改革も促進されるという³⁵⁾。

しかし、先にもふれたように、新自由主義の失敗以来、市民の間には将来に対する絶え間ない不安感が広がっている。いくら参加を強く主張したところで、このような現況の中にあっては、その主張自体に現実性を持たせることさえ困難である。もちろん、ハーストはこの点に対する十分な配慮を忘れていない。その姿勢は彼が示すアソシエティブ・エコノミーのゴールからも十分にうかがえる。そのゴールとは次の4つの項目からなる。まず①経済によって生みだされた富を、広く分かち合うこと、そして②ガバナンスに参加する人々の雇用と所得をある程度保障すること、さらに③経済アクターの自己統治能力を高めることであり、最後に④地方レベルで消費者、貯蓄者としての市民の利益をガバナンスに十分反映させること、である³⁶⁾。このように参加の障害となっている市民の不安感を制度的に払拭してからこそ、市民はガバナンスに積極的に参加しうるのである³⁷⁾。

以上のような独自に設定した経済ガバナンスの原理を軸にして、ハーストはさらに①経済の地方分権化と②企業組織の改革の2点に比重を置いた具体的な経済改革案を示している。このうち、とくに①の経済の地方分権化は、彼の経済ガバナンス・モデルの根幹をなすものである。ハーストによれば経済の分権化のねらいは「決定過程のアカウンタビリティの向上」に

ある。彼によれば、分権化によって意思決定がより「現場」に近いレベルで行われるため、各経済アクターの情報資源へのアクセスが容易になる。経済マネジメントに関する決定過程のアカウンタビリティが高められれば、アクター間の情報格差も縮小し、情報を共有化するネットワークが生まれる。ハーストのみるところ、このネットワークに参加するメンバー間には相互の「信頼」が生まれる。彼はこの「信頼」こそ協同関係を生み出す基盤となる可能性を持っているという³⁸⁾。

しかし、一方でネットワークには、その偶発的で、自生的な側面に由来する不安定性、流動性の問題が常につきまともっていることも事実であろう。そこで交換される情報も常に正確で、信用に値するものとは限らないだろう。ゆえに、正確かつ詳細な質の高い情報の交換を促す上でも、ネットワークそのものが改めて秩序づけられる必要がでてくる。

この点からハーストはマーシャル（Marshall, A）の「産業の雰囲気（industrial atmosphere）」概念を援用し³⁹⁾、「産業公共圏（industrial public sphere）」概念を提唱する。「産業公共圏」とは、ハーストによれば「諸ネットワークや諸制度を結びつけたもの」である。この「産業公共圏」は性格的には外部に対して開かれており、関連する経済アクターのすべてが自由に参与することができる⁴⁰⁾。

ハーストによれば、この「産業公共圏」は地域経済において、諸経済アクターに対して集合的なサービスの供給を行う。この意味ではネットワーク・メンバーの「スポンサー」的な役割を果たす。そればかりでなく、労使間の対話や企業間提携なども組織化し、継続させる役割も果たす。この点でネットワークと経済諸アクタ

ーとを結びつける「場」でもある。

この「場」としての「産業公共圏」の存在により、各々の経済アクターは他の経済アクターと経済問題について自由に討議を交わすことができる。加えて、彼によれば、その討議の結果は、当該地域の立法過程、さらには行政過程を経て、当該地域の経済政策に反映される。この点では、まさに地域経済をかたちづくる中心的な存在となるという。そればかりではなく、ハーストによればこの「産業公共圏」は「地域を単に企業やネットワークが共存しているような場所としてのそれから、自ら将来を予測し、軌道の修正を行っていく力を持った一総体としてのそれへと変えていく」⁴¹⁾という。この点からも十分にうかがえるように、ハーストはこの「産業公共圏」を自己反省の力を持ち合わせた空間として構想しているのである。

この「産業公共圏」という発想には、市民社会を「公共化」することでこの空間に対する信頼を高め、経済アクター間の協同関係を生み出そうとするハーストの姿勢が強く表れている。この発想の前提となる現実的な根拠として、ハーストはサード・イタリーやドイツのバーデン＝ビュルテンベルグなど近年の欧州の「産業地区」における新しい協同の試みを念頭においている。この点でハーストの議論は、ポスト・フォーディズム期の蓄積体制における地域空間の「制度的反省能力」の役割を重視する齊藤日出治の議論や、「知性的地区（intelligent district）」の概念を提示するP. クック（Cooke, P）の議論などとも多くの視点を共有しているといえるだろう⁴²⁾。

2. アソシエーティブ・デモクラシー論における社会福祉ガバナンス・モデル

本章ではハーストの描く社会福祉ガバナンス・モデルをみていく。ハーストは現状の福祉国家をどう捉え、また何を問題視しているのか。また、そのような現代福祉国家の問題に、かれはどのような処方箋を提案しているのか。以上の2点がここでの議論のポイントである。以下、ハーストの議論に則してみていくことにしよう。

（1）「集産主義的福祉」の行き詰まり

前章の冒頭でふれたような先進資本主義諸国における70年代末以降の深刻な経済成長の停滞は、各国の福祉サービス供給システムを支える財政的基盤に大きなダメージを与えた。

周知のとおり、この財政危機をはじめとする福祉国家の一連の問題状況は80年代以降、「福祉国家の危機」と呼ばれている。低成長化のインフレにともなう企業収益の悪化で福祉財源である国家の税収は伸び悩んだ。また、一方で失業者の増大は社会的コストを増大させ、納税者の負担も多大なものとなった。ハーストは、このような経済成長の停滞の影響に加えて、①産業全般のオートメーション化、②グローバル化、③社会の高齢化、という70年代以降の先進諸国に共通して見られる3つの社会情勢の変化が、福祉財政の危機に対してさらなる追い打ちをかけたとみている⁴³⁾。ハーストによると、たとえば、このうち①の産業全般のオートメーション化という点では、コンピュータやロボティクス技術が生産現場へ急速的に導入されたため、安定した雇用を得られる高いスキルをもった一部の熟練労働者と、常に雇用不安を抱えるその他大多数の非熟練労働者、というように労働

市場の二分化が促進され、後者の構造的失業が増大した。しかも、ハーストによれば、ME化は楽観的な経済学者の当初の予測を裏切り、新しい産業セクターと呼びうるものを生み出さなかったため、労働市場を追われた大多数の非熟練労働者の再雇用の受け皿も用意されなかった。その結果、構造的失業の増大は社会的コストを膨らませ、福祉財政が圧迫されることとなったのである⁴⁴⁾。

この「福祉国家の危機」を好機と捉え、80年代以降、激しい福祉国家攻撃を行ってきたのが新自由主義である。サプライサイドの政策を強硬に主張する新自由主義は、中間層に対する大幅な所得税減を唱える一方で、国家による福祉財政の抛出を経済競争力の足かせとなるものとして批判した。このような福祉国家に対する攻撃は単にアカデミズム内の議論に留まらず、英米をはじめとする多くの先進諸国において、新自由主義を標榜する政権が実際に誕生し、福祉財政支出の抑制とサービス供給の市場化が実行された。しかし、ハーストも言うように、上のような新自由主義の社会福祉の市場化政策が全面的に失敗していることは、今日では誰の目にも明らかである⁴⁵⁾。結局、新自由主義者は福祉供給のあり方や福祉サービスそのものの質的改善に成功しなかった。さらに経済的困窮者に対する施策の面ではまったくの無能ぶりを露呈した。そればかりか、切り札であったはずの所得税減税も目立った経済効果をあげるものではなかった。

さて、このように福祉そのものを問題化し、攻撃する新自由主義とは異なり、ハースト自身はもちろん福祉国家をめぐる問題の根源を福祉そのものの存在にもとめたりしない。そもそも、ハーストも指摘するように、福祉そのものの必

要性が全くをもって否定しえないことは明らかな事実である。例えば、教育、医療、高齢者介護、救貧などの福祉国家が供給してきた福祉は、その多くが国家や市場が成立する以前から市民が抱いてきた人間的価値を具体化したものであった。そのような福祉そのものを放棄してしまえば社会は不可避にもバーバリズムの中に没してしまうことになるだろう⁴⁶⁾。社会福祉は経済競争力の強化のために安易に切り捨てられるようなものではないし、単なる「真の弱者」のための最小限の救済措置などとして矮小化すべきものでもないのである。

ハーストにとっての問題は、あくまでも彼が「集産主義的福祉（Collectivist welfare）」と呼ぶ福祉の供給のあり方にある。「集産主義的福祉」とは、彼によると、課税と強制社会保険の基礎の上に成り立つ、「国家によって組織化され、権利を持つ市民に供給される公共サービス」⁴⁷⁾を指す。この「集産主義的福祉」という供給スタイルは、ハーストの見るところ、失業保険、公共住宅、初等教育などの供給の面では一応の成果を得た。というのも、これらのサービスはその性格上、画一化・標準化しうるものであり、さらには地域差なく集合的に供給しうるものでもあったからである。そして、この意味では国家官僚制による一元的な供給というスタイルに十分になじむものであった。しかし、60年代以降、国家によるこのような福祉サービスの供給スタイルは十分に機能しなくなってしまった。市民の間の福祉に対するニーズが多様化したためである。多様化したニーズを満たすために納税者の福祉コストの負担が増大される一方で、もはや国家によって集合的に供給される既存の福祉サービスは、既に市民にとってそのような負担に見合うような満足し得る内容の

ものではなくなっていた。

ハーストによれば、さらにこの「集産主義的福祉」供給は、市民の間に福祉サービスに対する無責任さと他者への福祉に対する無関心を生んだ。

「(国家による直接的な供給の場合、) 実際、職員の供給するサービスが良かろうと悪かろうと、市民は制度そのものにはほとんど関与できない。この場合、彼らはサービスの受給者というよりも、行政の対象でしかないのだ。結果として、市民は自らサービスを受給する際には消極的な消費者となり、近親者以外の人々に対する福祉には一切無関心になる。彼らは福祉サービスのあり方に口をはさんだことがないので、自らが他者に対する福祉の供給に寄与しているなどとは思ひもしないのだ。このように官僚制は市民から、責任や他者の必要に応えようとする感覚を奪い去ったのである。」⁴⁸⁾ (カッコ内は筆者による)

ハーストがもっとも重要な課題と位置づけるのは、このような市民の手から遠く離れてしまった現在の国家による集合的で一元的な福祉供給のあり方を根底から見直すことである。個々の市民が福祉サービスに積極的に関与することができる環境、より具体的には、福祉を受給する市民がサービス供給のあり方はもちろんのこと、供給されるサービスの内容そのものについても決定する力を持てるような環境が構築されねばならない。そして、そのような環境からこそ協同の意識も芽生えてくるのだ。

とはいえ、もちろん、ハーストはここで福祉の集合供給・集合消費自体を単純に否定しているわけではない。また、単純で自生的な「顔の見える（face to face）」コミュニティを再生し、これに福祉サービスの供給を委ねようという共同体主義者の主張に賛同しているわけでもない⁴⁹⁾。福祉の集合供給自体は、それがニーズに基づく

限り、経済的効率性や公正さといった点からみても否定されるべきものではない。ハーストが問題にしているのは、あくまでもそのような集合供給・集合消費が国家官僚制と一元的に結びついたものとしての「集産主義的福祉」であり、そのようなリンケージが行政側に過大な裁量権を与えた一方で、市民の責任能力とコントロール能力を疎外してきたという事実にある。

（2）協同主義的福祉システム

ハーストは以上のように「集産主義的福祉」型の供給スタイルに対する批判を展開した後、これに対するオルタナティブとして「協同主義的福祉システム（associationalist welfare system）」を提示する。彼によれば、その骨子は以下の2点に集約される。まず第1に①自発的で、自己統治的なアソシエーションに福祉その他の公共サービス供給の役割を移譲することである。そして第2に②そのようなアソシエーションがメンバーに十分なサービスを供給しうるような公的な基金を設置し、支援すること、である⁵⁰⁾。

国家官僚制による一元的な「統治」型の調整スタイルでは、もはや複雑化した現代社会に噴出する多様な問題に対処することはできない。先にも触れたように、殊に福祉サービスに関しては、国家による一元的で、一方的な「集産主義」型の供給スタイルは市民の側にほとんど選択の余地を与えるものではなかった。ハーストによれば、これに比べて「協同主義的福祉システム」で想定されるアソシエーションによる福祉サービスの供給は、以下の3点で国家官僚制による供給よりも秀でていているという。まず第1に、アソシエーションのメンバーは当該アソシエーションの原理にあらかじめ合意しているので、メンバーがそこで受けるサービスの内容や

質などにもより積極的にコミットすることが想定される点であり、第2にアソシエーションの方がメンバーに対してより高いアカウントビリティを持ちうる点である。そして、第3に、何よりも、福祉サービス供給の役割がアソシエーションに委譲されることで、既存の国家の位置づけをサービス供給者としてのそれから、単に「統治者たちを統治するもの（governor of governors）」としてのそれへと組替えることが可能となる。ここから「巨大政府なきガバナンス」をとおした非集合主義的な福祉サービス供給体制を実現する道も開かれるという⁵¹⁾。

このようにアソシエーションによる福祉サービス供給のメリットを大きく強調するハーストであるが、一方で彼は全ての福祉サービスがアソシエーションによって供給されるべきだとは考えていない。彼は市民の福祉に対するニーズを①「基本的福祉ニーズ」と②「特殊福祉ニーズ」の2つの類型に分けている⁵²⁾。彼によれば①「基本的福祉ニーズ」とは、たとえば衣食住など、年齢や地位に関係なく「文明化された社会のメンバーであれば誰もが付与される権利を持つ、原理的な要求」をさしている。一方、②「特殊福祉ニーズ」とは、病人や就学児童、妊婦などの特定の状態にある人や、あるいは精神障害者や身体障害者など特定の境遇にある人々がより個別的にもつ特有の要求をさしている。このうちハーストがアソシエーションによるサービスの供給をメイン・スタイルとして構想するのは後者の「特殊福祉ニーズ」に対してである。そして、それらの個々の特殊なニーズに対しては、公的な基金が各々に応じた形で準備される。よって、市民はアソシエーションから直接的にサービスを「購入」するのではない。公的に準備された基金からの拠出が、サービス供

給を行うアソシエーションの活動資源となる。より具体的なイメージは、以下のような彼の一文からつかみとることができよう。

「(病人や就学児童、妊婦など) 特定の状態にある人々に対する基金 (status-dependent formula funding) の場合、個人はアソシエーションをサービスの供給者として登録する。そして、アソシエーションは個々の受給者の状態に応じて用意された基金から、適切な分を受け取る。… (より特殊で、複雑な境遇に置かれた人々) の場合、個々人は自らがアソシエーションの行う特定のプログラムや運営財政の面での評価者となることもできれば、それらのプログラムや組織財政を支える『後援者』となることもできる。組織財政の面では、個々人は関係公共機関に対して、当事者が自由に裁量して利用できるように基金の設置を要求できる。」⁵³⁾

この一文からも分かるように、ここでのアソシエーションは、サービスの供給者と消費者がパートナーシップを組む「場」と捉えられている。そこで交わされる双方向のコミュニケーションを通して、消費者である市民の「声」は供給者に直接的に伝えられる。さらに、ここでの市民はアソシエーションから自由に脱退する権利を常に持っている⁵⁴⁾。よって、上述の「声」によっても当該アソシエーションの供給するサービスの質や内容が改善しない場合や、自分のニーズに十分に見合わない場合、市民はそのアソシエーションを脱退し、他のアソシエーションを自由に選択することもできる。ここから同種のサービスを供給しているアソシエーションの間には、必然的に競合関係が生まれる。個々のアソシエーションは市民による「選択」、市民との「契約」を得るためにサービス内容の充実と質的改善に取り組まざるを得なくなる。というのも、ハーストは、個々のアソシエーシ

ンに対する公的基金の拠出額を、当該アソシエーションと「契約」しているメンバーの数に応じて決定されるもの、と想定しているからである⁵⁵⁾。ハーストのみるところ、このようなアソシエーション内部における市民の「声」、とアソシエーションから脱退する権利＝「退出」こそ福祉サービスの内容を充実させ、質を高めていくものなのである⁵⁶⁾。

以上ような「アソシエーションー市民」関係のモデルを示したハーストは、このような関係が展開される、より上位のガバナンス空間の見取り図を示す(図1)。彼はこの見取り図で示されるガバナンス空間を「協同的コモンウェルス (Associational Commonwealth)」と呼んでおり、アソシエーションによるサービス供給を支える諸機関の役割、位置づけ、そして税制のあり方を詳細に描きだしている。ここで彼がいう「協同的コモンウェルス」が既存の国家と同一のものではないことは指摘するまでもない。それは権力と金の流れを徹底的に分権化した「一元的な中心のない (no single centre)」, 将来の「国家」像である⁵⁷⁾。アソシエーションの運営資金をまかなうために準備された公的基金の運用策を決定する「基金協同調整会議 (Consociational Funding Council)」や、各アソシエーション代表から構成される諸々の「アソシエーション会議所」など、重要な機関のほとんどは地域レベルに設置される。さらに個々のアソシエーションが福祉サービスの供給をおこなう「現場」として設定されているのは、地域よりさらに下位の地方レベルである⁵⁸⁾。連邦レベルではなおも、金融政策全般を方向づけ、税収の地域間格差を是正する役割を持つ「連邦財政会議 (Federal Funding Council)」が設置されるものの、これとて、その構成員は各地域

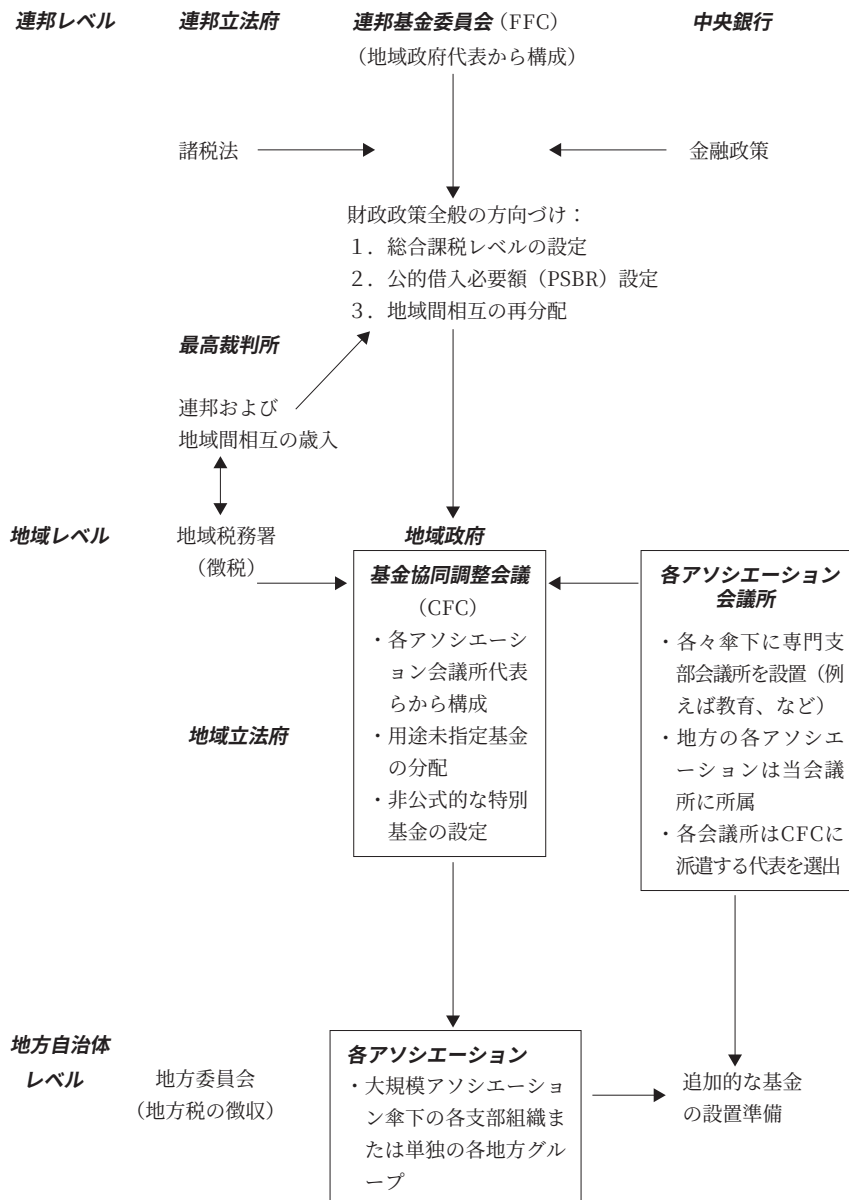


図1：協同的コモンウェルスと税法

(出典：Hirst, Paul. *Associative Democracy: New Forms of Economic and Social Governance*, Polity Press, Cambridge, 1994, p.187.)

政府の代表である。この様に徹底的に分権化されたガバナンス像を描くハーストであるが、もちろん、ここで彼は国家の消滅を叫んでいるわけではない。とは言え、彼のモデルで多元的に解体され、再構成された「国家」が、既存の概

念に照らせば、もはや国家と呼ぶにふさわしくないものであることも確かであろう。

ハーストは上述のような「協同的コモンウェルス」モデルをさらに発展させたものとして、1998年には図のような「協同福祉国家 (asso-

ciated welfare state)」モデルを提示している（図2）。正方形が3重に重ねられた印象的な図であるが、この点からはアソシエティブ・ガバナンスを三次元的な空間モデルとして提示しようとするハーストの姿勢がうかがえる。ここでは先の図にも示されていた税制に加えて、諸

機関の間でのガバナンスとアカウンタビリティの方向も示されている。さらに一部の精神保健分野や、児童保護などのある程度の強制力を必要とする福祉の供給を、国家に課せられた役割としてさらに明確に示している。これらの点でこの「協同福祉国家」モデルは、先の「協同

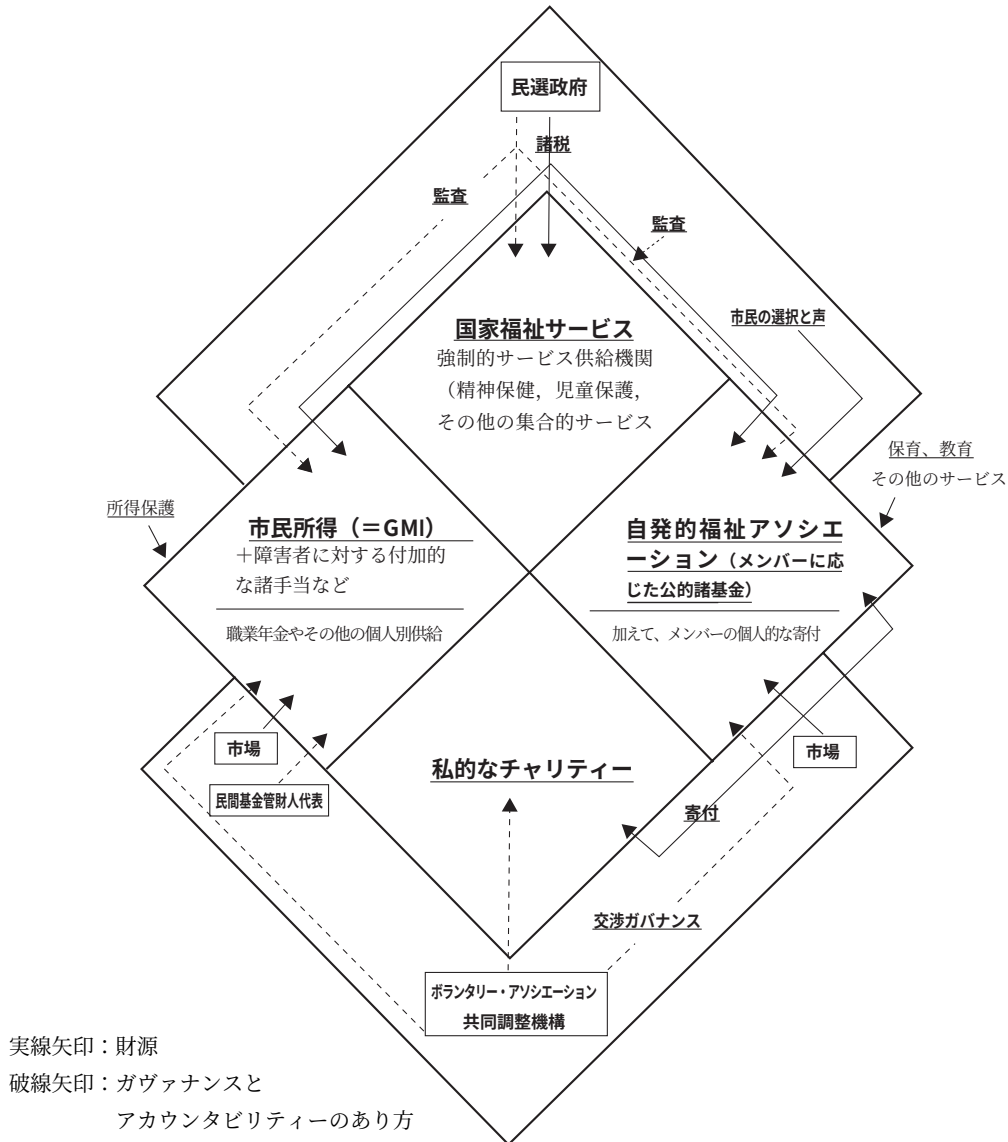


図2：協同福祉国家における財源とガバナンス

（出典：Hirst, Paul. *Social Welfare and Associative Democracy*, in Ellison, N and C. Pierson (eds.) *Development in British Social Policy*, Macmillan Press, London, 1998, p.89.）

主義コモンウェルス」モデルよりもさらに精緻化されたものと評価しえよう。

（3）「最低所得保障（GMI）」

さて、以上のように市民の間の多様な「特殊福祉ニーズ」に対して、アソシエーションによるサービスの供給を機軸にすえたガバナンス・モデルを提示するハーストであるが、ここで気がかりなのは、先に触れたニーズの2タイプのうちの前者、すなわち、「基本的福祉ニーズ」に対する供給である。最低限度の衣食住の保障など生存権とも深く関わる普遍性を持ったこのニーズに対して、ハーストはどのようなサービス供給の形を構想しているのだろうか。

もちろん、彼は既存のように、社会保険や失業手当など多種多様に細分化された制度による供給をもってこのニーズに対処しようと考えているわけではない。ましてや、普遍主義的な福祉政策の廃棄を主張しているわけでは決していない。普遍的な性格を持つ「基本的福祉ニーズ」に対して彼が提示するのは、「最低所得保障（Guaranteed Minimum Income: GMI）」策である。「最低所得保障」とは、彼によれば、「全ての成人が移転所得や税控除の形で連合コモンウェルス（the federal commonwealth）から受け取ることを保障された（最低限の）基本所得」であり、その財源は一般課税によってまかなわれる⁵⁹⁾。この「最低所得保障」をハーストは「あらゆる『協同主義的福祉システム』が存在しうる上で不可欠な要素」として重視しており⁶⁰⁾、先の「協同主義コモンウェルス」というアソシエーションを通じた福祉供給体制と並んで、彼の福祉ガバナンス・モデルを支えるもう一つの柱となっている。この点において、われわれは戦後福祉国家の遺産である普遍主義的福

祉政策を、着実に継承しようとするハーストの姿勢を見出すことができる。

普遍主義的な福祉政策の実現は戦後福祉国家の大きな到達点である。もちろん、藤村も指摘するように、福祉サービス供給の普遍主義化は同時に、「中流階層」への手厚い保護という「逆ベクトルの平等化」の傾向を必然として生み出し、結果として「中流階層のための福祉国家」ないしは「福祉国家の中流階層占有化（植民地化）」と批判されるにいたっていることも事実である⁶¹⁾。さらに、そのような「逆ベクトルの平等化」が福祉財政を圧迫し、一方では、多くの「社会的排除」を生み出していることも認めねばなるまい⁶²⁾。しかし、だからといって、普遍主義的な福祉供給の切り捨てを安易に認めるわけにはいかないだろう。たとえば新自由主義者に典型的に主張されるように、単純にこれら福祉の普遍主義的な供給を切り捨てて、最下層の人々のみを対象にした限定的なセーフティネットと慈善のみを残そうというのでは、道徳的な議論は別としても、あまりに福祉国家の現状とそぐわないだろう。言うまでもなく、そのような主張は人類史を救貧法の時代へと逆戻りさせること以外に何の意味ももたない。逆にそれどころか、普遍主義的な福祉供給の存在は、福祉社会を担う人材の供給という点では不可欠の重要性をもっている。ハーストによれば、「最低所得保障」は現状では正規雇用と比べて不安定にならざるをえないパートタイム労働者の賃金を補填するばかりでなく、市民の間にボランティアを含めた多種多様な新しい労働のかたちを生み出す可能性を持っている⁶³⁾。ボランティアをはじめとするアソシエーションに不可欠の市民活動を拡大するうえでも、個々の市民の生活を最低限保障することは必要なのである。

3. ハーストのガバナンス・モデルの可能性と限界

本章ではこれまでの議論を踏まえながら、ハーストの提示するガバナンス・モデルの可能性と問題点について改めて検討していく。その際、特に後者の問題点については、ハースト・モデルに寄せられた批判と、これらに対するハースト自身の反論も取り上げながら検討しよう。そうすることで、ハースト・モデルに残された課題の輪郭はより一層明確に浮かび上がるはずである。

(1) 体系的な社会改革案として

ハーストの提示するガバナンス・モデルの長所としては多くの点が上げられる。たとえば、彼の提示するモデルの大部分は、現今の経済問題や福祉国家をめぐる問題についての幅広く、詳細に及ぶ検討を下敷きにしたものである。そして、それらの問題に対して彼が提示した処方箋は、地域経済のネットワーク・ガバナンスしかり、ボランティア・アソシエーションによる福祉供給しかり、実際の経済・社会福祉の分野で目下展開されている新しいガバナンスの試みを随所に取り入れたものであった。このような実際に適用可能なガバナンスの制度モデルを提示しようとする彼のプラクティカルな姿勢は、現代のアソシエーションナリストたちがとくに学ぶべきところである。

しかし、本稿がとくに評価するのはハーストの描くガバナンス・モデルの体系的な制度モデルとしての有用性である。この点について、前章までの議論をふりかえりながら、ここで改めて強調しておこう。

まず、本稿が1章でも見てきたように、ハー

ストの経済ガバナンス・モデルでは経済の地方分権化と企業組織改革に重点がおかれていた。しかし、一方でアソシエーションの担いえる具体的な役割については十分に示されているとは言えず、この点で捉えようによっては、彼の主張するアソシエーティブ・デモクラシー論の理論枠組みに比して、アソシエーションの重要性、位置づけもかなり後退しているように思われるかもしれない。しかし、これらの点を彼の議論の難点として判断するのは早急すぎるというものでしょう。彼の議論は単純に経済領域でのアソシエーションの覇権獲得をねらったものではない。古典的アソシエーションナリズムの失敗という過去が示しているように、そのような捉えようによっては胡散臭い、ある種の独善的なドグマ論が市民の支持を得ることはもはや不可能である。さらに現実性という点でも、アソシエーションのみをもってあらゆる経済問題の解決策とすることは到底できまい。現代経済の複雑さの前にはそのようなユートピア主義的な「アソシエーション全能論」は無意味に等しい。

この点では、ハーストの示す経済ガバナンス・モデルは地域そして企業のあり方なども射程に含めている点で非常に現実的なものとなっている。そして、彼がそのような包括的な経済ガバナンス論を示したことで、アソシエーションナリズムには社会改革理論としての体系的性が備わったのである。そして、そのような体系的性をもったプログラムが用意されてからこそ、「アソシエーション革命」もはじめて現実味を帯びてくるのである。

同じことはハーストの社会福祉ガバナンス・モデルにもいえるだろう。もちろん、NPOやNGOの活動が全世界的に活発化している昨今では、ハーストの議論にみられるような、福祉

サービスの供給をボランティア・アソシエーションに担わせようという主張自体は、（もちろん、それらが個々に目指す目的の相違は別として、）特段目新しいものではないかもしれない。とくにハーストの母国イギリスでは、すでに1978年のウォルフenden委員会による報告書『ボランティア組織の将来』で非営利組織による福祉サービスの供給が展望されている⁶⁴⁾。また、英国保守党は、福祉財政支出の縮小・削減という至上命令のもと、1979年以来一貫して福祉供給においてボランティアセクターが貢献する役割を賛美し続けてきた⁶⁵⁾。さらに近年では、上のようなハーストの主張は、エヴァースやペストフなどの福祉多元主義の論者が繰り返している主張とも重なるものである⁶⁶⁾。

福祉多元主義の主張に対しては、福祉供給体制の展望に議論が限定されがちであり、新たな福祉体制の全体像がなかなか見えてこない、といった問題点がしばしば指摘されている⁶⁷⁾。しかし、ハーストの議論に限って言えば、そのような指摘は当てはまらないだろう。われわれがこれまでにつぶさに見てきたことから分かるように、彼は議論を単なる福祉供給体制の問題に矮小化することなく、GMIの導入による普遍主義的福祉政策の継承、そして福祉供給を支える財源の問題など、より広い角度から福祉ガバナンスを見つめている。

以上の点で、ハーストの描くガバナンス像は、新たな経済と社会福祉のガバナンス体制の全体像を指し示す上での、制度モデルとしての体系性を十分に備えたものであると評価しよう。

（2）選択能力の格差の存在

ハーストの提示したガバナンス・モデルにはこのような評価すべき有用な点がある一方で、

いくつかの難点があることも確かである。そして、実際、彼の提示するモデルには幾人かの論者からの手厳しい批判も寄せられている。たとえば、オーストラリアの産業組織研究者モルガンの指摘がこれにあたるだろう。モルガンはハーストのガバナンス・モデルについて、「理論的には合理的選択と市場の関係の主張に満ち満ちたもの」と痛烈に批判する⁶⁸⁾。もちろん、モルガンの批判は、ハーストが彼のアソシエティブ・デモクラシー論を通じて提案する諸施策のほとんどに及んでおり、この点で「モルガンは私の（アソシエティブ・デモクラシーの）試みを心から嫌悪している」⁶⁹⁾と言わざるを得ないハーストの心境も理解できないわけではない。しかし、彼の批判自体は概ね的確なものとなっており、さらにその視点は、本稿がハースト・モデルの不十分な点として捉えている部分とも大きく重なるものである。

モルガンの多岐にわたるハースト批判は詳細をみれば、その主な批判の矛先が、①ハーストの個人観、②ハーストの国家の能力に関する想定 of 2点に向けられていることがわかる。以下、この2点について順にみていこう。

まずモルガンの指摘する①ハーストの個人観に関する問題である。本稿が1、2章で詳細にみてきたように、ハーストが彼のモデルにおいて強調したのは「個人の自由な選択」であった。そして、この点は彼の社会福祉ガバナンス・モデルにおいて特に顕著であった。すなわち、個々の市民が自由にアソシエーションを選択することによって、個々に多様な福祉ニーズを充足する、という構図が彼の社会福祉ガバナンス・モデルの根底にある発想であった。

モルガンはこのハーストの市民＝「自由に選択できる個人」という想定に対し、強烈的な批判

を加える。モルガンによれば、ハースト・モデルにおけるこのような個人は、総じて「利己心にもとづいて、利益を『合理的に』分析する、『聡明な』選択能力を『最低限』持った存在」としての個人であり、これはまさに合理的選択理論の唱えてきた個人に関する想定を単に繰り返しているものに過ぎないという⁷⁰⁾。そして、モルガンによれば、このような個人＝合理的選択者という想定は必然的に「政治とアソシエーションの市場（political/associational market）」の形成へとつながり、個々人の選択を最大化するために国家行政に市場関係が貫入される。モルガンの見るところ、このような国家行政の市場化によって、分配の効率性など公共サービスの「分配」的側面がますます重視される一方で、社会的ハンディキャップの廃絶といった「統合」的な側面は軽視されてしまう⁷¹⁾。モルガンも言うように、このようなハースト・モデルから結果的に導かれることが予想される市場関係の形成は、ハースト自身が他方で強調するアソシエーションにおける市民間の「協同」関係や「連带的・互助的」な相互行為を軸とした「コミュニケーションの民主主義」という彼のマクロ・ガバナンス・モデル自体の根底にある発想とは大きく矛盾している。

さらに重要なことに、モルガンはハースト・モデルがこのような個人の合理的選択を強調する一方で、個々人のそのような選択能力に影響を与える社会的地位の問題が考慮されていない点を批判している⁷²⁾。モルガンによれば、地理的な条件や、職業、エスニシティ、ジェンダー、階級などの違いで、個々の市民の間でのアソシエーションの選択能力、またはアソシエーションへの参加の能力は大きく異なる。個々人がこれらの格差をこえて須らく合理的に選択し

うるには、モルガンも言うように、何らかの形で社会的な支援が必要になろう。しかし、モルガンの見るところ、ハースト・モデルではこのような自由な選択や参加のための条件整備はほとんど考慮されていない。

以上のように、ハーストのモデルに「合理的選択理論」というレッテルを貼るモルガンに対し、ハーストは彼自身が「合理的な選択」という場合、あくまでもそれは「個人はアソシエーションに自由に参加し、脱退できる」という意味であり、この点でモルガンの指摘するよりも限定された意味しかもっていない、と反論する⁷³⁾。

しかし、仮にハーストのこのような反論が正しいとしても、ハースト・モデルにはモルガンの指摘した「参加能力」の背景に対する視点の欠如という問題が依然として残るであろう。残念ながら、ハーストはこの点についての反論を避けている。そして、本稿の判断するところ、上のようなモルガンの指摘はまったく正しい。

モルガンも言うように、参加の能力は個々の市民間でおおきく異なる。ジェンダー、エスニシティ、年齢、障害の有無、居住する場所など地理的な要因などの違いで、アソシエーションの資源にアクセスする能力が個々人の間で様々に異なることは容易に想像しうる。

もちろん、ハーストは市民の最低限の生活を保障するためのGMIを提案してはいる。しかし、GMIの導入自体が市民のアソシエーションへの参加の能力を高めることにはならない。

この点については厚生経済学者センのいう「潜在能力」の平等化という視点が大きな示唆を与えてくれる。センによれば、「潜在能力」とは「価値ある機能を達成する自由を反映したもの」であり、「個人の福祉を達成しようとする自由」を表すものである⁷⁴⁾。これは、所得や

富など「人々が持っているそれぞれの善の理念を追求するのに役立つ手段や資源」である「基本財」とは区別された、いわば「基本財を活用する能力（基本財を福祉に変換する能力）」である。これらセンの概念を借用して考えると、ハーストの提案するGMIはあくまでも「基本財」を念頭においたものであり、「福祉を達成するための手段」を平等に分配する処方であるといえよう。しかし、このような「手段」のみに注目した処方だけでは、個々人の平等という観点からみれば当然不十分である。というのも、センによれば、「潜在能力」すなわち資源や基本財を自由へと変換する能力は個人間で多様に異なっており、この不平等が存在する限りでは、「資源や基本財の所有を平等化させることは、必ずしも各人によって享受される実質的な自由が平等化されることを意味しない」⁷⁵⁾のである。

GMIによる資源の公平な「分配」は社会全成員の生活のボトムアップにつながるだろう。本稿が先にも触れたように、その普遍主義的社会福祉供給としての重要性は大いに認められるところでもある。しかし、GMI自体は、多種多様な市民社会の構成員にアソシエーションを自由に選択しうる能力、もしくはアソシエーションに自由に参加しうる能力を等しく「配分」するものではないのである⁷⁶⁾。

このようにハーストの示すガバナンス・モデルでは、個々人の間における参加能力、選択能力の格差が想定されていない。この点を本稿はハースト・ガバナンス・モデルの第1の限界と捉える。

（3）国家統治機構の民主化

モルガンが指摘するハースト・モデルの2つ

目の問題点は②ハーストの国家の能力に関する想定である。モルガンによれば、ハースト・モデルのようにニーズを中心に置いた「分配型デモクラシー」では、国家による個々のニーズ間の調整がますます重要になり、より集権的な国家の存在が必要になる。モルガンは、しかし、ハースト・モデルにおける国家がこのような強力な調整能力をもつことが困難であるとみる。というのも、モルガンの見る限り、ハーストが彼のアソシエーティブ・デモクラシーにおける最も重要な原理として掲げる「アソシエーションへのガバナンス権限の委譲」は、同時に国家の資源供給能力を弱めることになる。これが統治機構そのものの弱体化につながり、国家はついにはガバナンスの普遍的なゴールを決定する能力など、いわばガバナンスをガバナンスする能力さえ保てなくなるという⁷⁷⁾。

このようなモルガンの批判に対する反論として、ハーストはアソシエーティブ・デモクラシーが既存のリベラル・デモクラシーの代替ではなく、あくまでも補完を狙ったものであること、ゆえに法を制定し、諸利益間の調整をはかる国家の存在も継承されることを再度強調している⁷⁸⁾。先にもふれたように、実際にハースト・モデルでは国家の存在それ自体はもちろんのこと、その役割・機能の重要性は決して否定されてはいない。とは言え、たしかにハーストの議論においては経済・社会福祉ガバナンス改革の主導権を担うのは国家ではない。国家はあくまでもアソシエーション、企業、そして地域政府などの諸アクター間の調整を担う「支援者」である。さらに、ここで想定された国家の担う調整範囲も、規模的には、徹底的な分権化を通した、現存の国家とは比較にならないほど小さなものとなる。しかし、調整範囲の縮小化は機能の衰退

化に即結びつくものではない。たとえば、経済ガバナンスで国家が担うべき役割としてハーストが明示するのは、①産業投資銀行の設立による投資インセンティブの向上や、②技術開発のための官民パートナーシップの推進、③中小企業に対する優遇税制の設定、④従業員参加型の企業運営にたいする奨励、⑤分社化の奨励による企業間競争の促進、とわずか5点に限定されているものの、ここではいずれの政策もアソシエティブ・ガバナンスを支える柱の役割を担う重要なものとして位置づけられている⁷⁹⁾。また、これら5つの政策が実際に執行されるには、いずれにおいても国家の強力な資源動員力が必要とされるのも確かである。この点で、ハースト・モデルでは、むしろある意味では強力な国家像が想定されているとも読み取れうる。ここでは国家の機能は衰退化させられるというよりも、むしろその機能が及ぶ範囲が明確化されることで、そのガバナンス能力は全般的には強化されるとさえいえるだろう。

以上の点からも、ハーストの唱えるアソシエティブ・デモクラシーが国家機能を衰退させるというモルガンの批判は妥当ではないといえよう。ハーストの唱えるような国家の調整対象の限定化と調整範囲の縮小化は、むしろ特定の政策領域では国家の統治能力を強化する可能性もある。そこにおける国家は特定の領域に諸資源を集中的かつ強権的に動員することも可能となる。とくに、経済のグローバル化が進行し、「立地点確保」という至上命令⁸⁰⁾があらゆる先進資本主義諸国で自明となっている今日の状況を考えると、この点にこそ留意せねばならない問題があるといえよう。しかし、ハーストのいう国家の調整対象の限定化、調整範囲の縮小化だけでは、残念ながらこの問題に対処すること

はできない。ハーストのような「国家の分権化」という視点とは他に、ここでは「国家統治機構それ自体の民主化」という視点が必要となろう。本稿はこの点にこそ、ハースト・モデルの2つ目の限界があると考ええる。

むすび

以上、本稿ではハーストの示す経済ガバナンス・モデルおよび社会福祉ガバナンス・モデルを取り上げ、その有用な点や問題点について検討してきた。第1章では彼の経済ガバナンス・モデルを見てきた。彼の提示するモデルは経済空間のリージョナリゼーションやコーポレート・ガバナンスなど、現在進行中の実際経済の動向を積極的に取り入れた、非常にプラクティカルなものであった。第2章ではハーストの社会福祉ガバナンス・モデルをみてきた。既存の官僚制による一元的な「集産主義的福祉」供給の徹底的な批判を介して、彼が提示したモデルは、権力と金の流れを徹底的に分権化したものであり、この点で彼のラディカルな姿勢をよくあらわすものであった。第3章ではハーストの示すガバナンス・モデルの有用性と問題点について検討した。彼の示す経済と社会福祉の2つのガバナンス・モデルは、双方を通じて体系性を備えた制度モデルとなっており、この点で大きく評価できるものであった。このような具体的な制度モデルを彼が提示したことの意義は、計り知れないほど大きい。国家や企業なども視座に含めた彼のモデルの戦略プログラムとしての体系性は、われわれが市民社会を中心にすえたガバナンスの構築を含めた、今日のあらゆる市民社会のプロジェクトに具体性をもたせる上でも大きな示唆を与えてくれる。そしてこの意

味では、ハースト・モデルの射程は単に古典的アソシエーションナリズムの空白を埋める以上の広がりをもつものだといえよう。

しかし、このような体系性がゆえか彼の制度モデルは細部において、いくつか不十分な点も見受けられ、精細さを欠いている部分があることも否めない。われわれが3章で見たように、彼のガバナンス・モデルはとくに①市民の参加の能力が市民間で多様であるという点、そして②国家統治機構自体の民主化という点、については十分な配慮がなされているものではなかった。①の問題点についてここでつけ加えれば、もちろん、ハーストは市民社会の多様性自体を軽視しているわけではない。しかしながら、彼の言う「多様性」とはあくまでも、旧来の社会主義や社会民主主義が描いてきた「階級社会」と対比させられた上での市民社会の「多様性」である。そこでの市民は単に「多様なニーズを持ち、それに応じて自由にアソシエーションを選択しうる存在」として一括りにされている。すなわち、ハースト・モデルでは市民の多様性は一面的に「市民のニーズの多様性」に還元されており、多様性の「なかみ」について十分な配慮が払われているとはいえない。そもそも「多様なニーズ」を「市民の多様性」と捉えることは妥当であろうか。このような「多様性」の捉え方では、明確な「ニーズ」として顕在化しないような社会問題は解決しない。「ニーズ充足」にかまけた「市民」がそのような潜在的な社会問題の掘り起こしを怠ればどうなるか。ハンセン病患者に対するわが国「市民」の恥ずべき差別の歴史をそれが証明している。

もちろん、現代の経済、社会福祉ガバナンスにおけるアソシエーションのサービス供給機能の重要性は否定しえない。これは本稿も十二分

に認めるところである。しかし、アソシエーションの役割、機能はそれにとどまるものではないだろう。ハーストの議論では「市民—アソシエーション」間関係も、一面的に、ニーズで結びつけられた「消費者—プロバイダー」関係の枠に留まっている。言うまでもなく、実際社会で展開される「市民—アソシエーション」関係はこれとは大きく異なる。

市民は、ただ単に「自己の欲求を自己の力で満たすことのできる存在」などとして矮小化されるべきではない。たとえば、権利擁護などアドボカシーをメインにすえたアソシエーションも数多く存在している。また、わが国の障害者作業所のように、自助的な福祉の供給を行う一方で、社会福祉行政に対する当事者の声の反映を訴えるべく地道に運動を重ねてきたアソシエーションもある。これらの例からも、アソシエーションは単にサービスを供給するだけの存在には矮小化され得まい。ハースト・モデルでは、とくにこのようなアソシエーションの運動体としての側面は概して軽視されがちである。

以上のような問題点は、ハーストの展開するガバナンス論がいまだ発展の途上にあるものであることを示している。しかし、繰り返し強調しておけば、彼のガバナンス論は他の論者と比べても、十分な体系性を備えた議論となっており、この点では十分に評価できるものであった。われわれは今後、上述のような彼のモデルの問題点を克服しつつ、このような彼の議論の有用な点を生かしながら、現代アソシエーションナリズムの議論をさらに発展させていく必要がある。彼のモデルをさらに精緻化し、充実させることを通して、新たなガバナンス・モデルを示していくことこそ、われわれに課せられた最大の課題なのである。

註

- 1) <http://www5.cao.go.jp/98/c/19981217c-npojuri.html>。なお、申請受け付けの始まった1998年12月4日当時の申請団体数は68件であった(<http://www5.cao.go.jp/j-j/npo/history.txt>)。
- 2) 平成12年度経済企画庁委託調査「市民活動団体等基本調査」, 内閣府国民生活局, 2001年4月(<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/2001/0409shiminkatsudou/main.html>)および<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/2001/0409koku-seishin/ref2.html#ref2>)。
- 3) 平成12年度内閣府委託調査「市民活動団体の評価に関する調査」概要, 内閣府国民生活局市民活動促進課, 2001年6月(<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/2001/0618shiminkatsudo-hyouka/main.html>)。
- 4) 経営難にあえぐわが国の介護サービス供給企業コムスンなどの例は、福祉市場化の失敗を象徴的に物語っている(例えば、芝田英昭「社会福祉法の成立と福祉市場化」『立命館産業社会論集』, 第36巻第4号, 2001年, pp.19-20など)。
- 5) Salamon, L.M. "The Rise of the Nonprofit Sector," *Foreign Affairs*, Vol.74, No.4, 1994, p.109. サラモンは彼の言う「アソシエーション革命」の最終的な目標として「ひとつのグローバルなサード・セクター」の構築をあげている。しかし同時に、彼はこのセクターのめざましい興隆に「国家—市民社会」関係を永続的に変更していく可能性を見ていることも確かである(Salamon, Ibid.)。なお、田畑 稔はさらにこのような「アソシエーションの波」が国家のみならず、それに市場、企業、家族、地域社会をふくめた「既存の基本諸制度の全体を覆う形で押し寄せて」おり、これらの諸制度の再編過程に深く関わっている、と指摘している(田畑 稔「アソシエーション革命をめぐる」『進歩と改革』, 2000年1月号, pp.23-24.)
- 6) ハーストの議論では、実際のアソシエーションとしてカトリック教会やイスラム団体のような宗教組織や労働組合などから、ゲイの団体などに至るまで、広範に及ぶ団体が例示されている。しかし、アソシエーション概念そのものについての明確で厳密な定義はされていない。とはいえ、彼はアソシエーティブ・デモクラシー論の構想上, G. D. H. コールのギルド社会主義論にとくに大きな影響を受けており(Hirst, Paul. *Associative Democracy: New Forms of Economic and Social Governance*, Polity Press, Cambridge, 1994[以下, ADと略], p.203.), この点でアソシエーション概念そのものについても、彼は以下のようなコールの定義に従っているものと考えても不自然ではないだろう。コールによれば、「アソシエーション」とは「単一行為を超えた一連の共同的行動に従って、ある共同の目的もしくは目的の体系ないし集合を追求し、そして、この目的のためには一定の実行方法の上に一致結合し、たとえ粗末な形式にもせよ共同行動のための規律を設定するところの人々の集団」を意味する(G. D. H. コール, 村上啓夫 訳, 『社会理論』, 春秋社, 1929年, p.31.)。この定義をより端的に言えば、アソシエーションとは、少なくとも根本的には、単一ないしは複数の「共通の目的」と(ある程度まで)「共通の行動規範」の2つをもった集団、をさしている。なお、以上の点から、本稿がアソシエーションという言葉を用いる際も、基本的には上記のようなコールの定義に従っておく。
- 7) 拙稿「現代ガヴァナンスとアソシエーション：アソシエーティブ・デモクラシーの議論を中心に」『立命館産業社会論集』, 第35巻第3号, 1999年, pp.43-63.
- 8) ここでいう「市民社会」とは、規範的な意味では①国家から独立し、②市場からも独立した、そしてとくに重要なことに③アソシエーションから構成される中間領域のことをさしている。一方でこの「市民社会」が、資本主義社会のうちに実体として現れる限りでは、常に私利私欲の社会としてのその本質的な性格をもっており、市民間の権力関係や利害間の対立なども内在させているという点にも注意が必要である(上記拙稿, 1999年, pp.53-54.およびp.63.)。
- 9) Hirst, AD, p.43.
- 10) なお、本稿は、現在著者が準備している課程博士学位請求論文の一部を構成する予定のものとして執筆されたものである。
- 11) AD, pp.113-114.

- 12) AD, p.76.
- 13) AD, pp.76-79.
- 14) AD, p.78.
- 15) *Ibid.*
- 16) AD, p.79.
- 17) AD, p.80.
- 18) AD, pp.85-96.
- 19) AD, p.75.
- 20) AD, p.82.
- 21) AD, p.83.
- 22) AD, p.84.
- 23) AD, pp.85-86.
- 24) AD, p.86.
- 25) AD, pp.87-89.
- 26) AD, p.87.
- 27) AD, p.90.
- 28) AD, p.91.
- 29) AD, p.94.
- 30) この意味では、ある側面においては、国家と市民社会の間に想定された境界がふたたび曖昧にされているものとも考えられよう。
- 31) AD, p.91.および p.95.
- 32) AD, p.94.
- 33) AD, pp.94-95
- 34) AD, p.74.
- 35) AD, p.99.
- 36) AD, pp.97-98.
- 37) この点で、自身の制度モデルの構築にあたってハーストは、金子 勝のいうような「弱い個人」を常に想定していると考えられる（金子 勝『反グローバリズム：市場改革の戦略的思考』、岩波書店、pp.153-159.）。金子は「市民」の概念を「強い個人」を想定したものとして拒否しているが、現代「市民社会」論が常にそのような共和主義的な「強い」公的市民を念頭に置いているわけではないことは言うまでもない。
- 38) AD, pp.128-129.
- 39) マーシャル、A（永沢越郎 訳）『産業と商業』（第2分冊第2篇）、岩波ブックセンター信山社、1986年、p.135
- 40) AD, p.137.
- 41) AD, p.139
- 42) AD, pp.117-119. 加えて、斉藤日出治『国家を超える市民社会：動員の世紀からノマドの世紀へ』、現代企画室、1998年、p.181。および Cooke, P. “Institutional Reflexivity and the Rise of the Regional State,” in Benko, G. and U. Strohmayer, (eds.) *Space and social theory: interpreting modernity and post modernity*, Blackwell Publishers, 1997.
- 43) Hirst, Paul. “Social Welfare and Associative Democracy,” in Ellison, N and C. Pierson (eds.) *Development in British Social Policy*, Macmillan Press, London, 1998, pp.79-84
- 44) Hirst, *Ibid.*, 1998, pp.79-80
- 45) AD, p.164.および Hirst, “Social Welfare and Associative Democracy,” p.79 この点はわが国における80年代の臨調行革路線の下で展開された「日本型福祉社会」論にも当てはまるだろう（武川正吾『福祉社会の社会政策：続・福祉国家と市民社会』、法律文化社、1999年、pp.4-7.）。
- 46) AD, p.165.
- 47) AD, p.159.
- 48) AD, p.166.
- 49) ハーストはコミュニタリアンの議論を「粗雑で非現実的なもの」と批判している（AD, p.166.）。
- 50) AD, p.167.
- 51) AD, pp.168-169.
- 52) AD, pp.177-179.
- 53) AD, p.178.
- 54) AD, p.184.
- 55) AD, p.185.
- 56) ハーストのここでの議論は、明らかにハーシュマンの「声」と「退出」の議論の影響を受けたものである（Hirschman, Albert O. *Exit, Voice, and Loyalty: response to decline in firms, organizations, and states*, Cambridge: Harvard UP, 1970）。ハーシュマンについては、その批判的継承を試みるスウェーデンの政治学者ベストフをふくめて、他の福祉多元主義もその影響を多大に受けている（Pestoff, Victor A. *Beyond the market and state: social enterprises and civil democracy in a welfare society*. Aldershot: Ashgate, 1998 [藤田暁男 他訳『福祉社会と市民民主主義：協同組合

- と社会的企業の役割』, 日本経済評論社, 2000年]。この点ではハーストの議論もそれらと視点を共有するものと受け止められるだろう。
- 57) AD, p.189.
- 58) AD, p.184およびpp.190-191.
- 59) AD, p.179. ハーストも認めるとおり, 「最低所得保障」政策については, フリードマン (Friedman, M.) のような右派から, パレイス (Parijs, P. van) のような左派にいたるまで幅広く支持されている。この政策を推奨している左派の中でも, とくに有力な論客の一人であるゴルツは, 右派と左派ではこの政策を支持する理由が「根本的に異なる」ことを指摘している (ゴルツ, A, 辻由美訳『エコロジー共働体への道: 労働と失業の社会を超えて』, 技術と人間, 1985年, pp.82-83.)。ゴルツによれば, 右派にとっては「行政システムの簡素化」がこの政策を支持する最大の理由である。すなわち, 「最低所得保障」制度が単一の制度として導入されることで, それまで個別の行政手続きを要していた各種の手当て, 補助金の制度を廃止することが可能になる。しかし, ゴルツも批判するように, こうした右派の主張の基本的な目的が社会コストの削減にあることは疑いなく, ここでは「社会に存在する二分法的な階層づけ」も「必然的に維持され, さらに強化さえされる」恐れがある。これに対して, 左派は, 最低所得保障を市民の権利, すなわち「おのおのの市民が一生の間に行うべき, 社会的に必要な, 削減できない労働量の産物を, 全生涯にふり分けて受け取る権利」に基づいたものと捉えている (ゴルツ, 同上邦訳書)。
- 60) Hirst, op.cit., 1998, p.81
- 61) 藤村正行「福祉国家・中流階層・福祉社会」『社会学評論』第49巻第3号, 1998年, pp.360-365
- 62) Lister, Ruth. "New Conception of Citizenship," in Ellison, N and C. Pierson (eds.) *Development in British Social Policy*, Macmillan Press, London, in 1998, pp.52-56
- 63) Hirst, "Social Welfare and Associative Democracy," 1998, pp.79-81. および p.88.
- 64) イギリスのボランティア・セクター全般については Kendall, Jeremy and Martin Knapp. *The voluntary sector in the United Kingdom*. Manchester: Manchester UP, 1996.
- 65) Butcher, Tony. *Delivering welfare: the governance of the social services in the 1990s*, Buckingham; Philadelphia: Open University Press, 1995, pp.117-120. なお保守党は1987年総選挙で勝利をおさめた後, 改めてこのセクターを国家による福祉供給の単なる「補完」から, これにとって替わる「代替」へと位置づけ直している (Butcher, Ibid.).
- 66) see Pestoff, op.cit., 1998.
- 67) 宮本太郎『福祉国家という戦略: スウェーデン・モデルの政治経済学』, 法律文化社, 1999年, p.257.
- 68) Morgan, D. E., "Associative Democracy: decentralisation of societal and industrial governance? A critical discussion," *Australia and New Zealand Journal of Sociology*, Vol.32, No.1, 1996, p.3.
- 69) Hirst, Paul. "Associative Democracy: a comment on David Morgan," *Australia and New Zealand Journal of Sociology*, Vol.32, No.1, 1996, p.20.
- 70) Morgan, op.cit., p.5.
- 71) Morgan, Ibid., 1996, p.6.
- 72) Morgan, Ibid., 1996, pp.8-9.
- 73) Hirst, op.cit., 1996, pp.22-23.
- 74) セン A. (池本幸夫 他訳)『不平等の再検討: 潜在能力と自由』, 岩波書店, 1999年, p.70ff.
- 75) セン, 同上邦訳書, p.49.
- 76) ここでいう「分配」と「配分」についての議論は正村公宏『福祉国家から福祉社会へ: 福祉の思想と保障の原理』, 筑摩書房, 2001年, p.10.を参照。
- 77) Morgan, op.cit., 1996, pp.9-11およびpp.14-17
- 78) Hirst, op.cit., 1996, pp.20-21
- 79) AD, pp.131-132.
- 80) この点については, ヒルシュ J. (木村滋哉・中村健吾 共訳)『国民的競争国家: グローバル時代の国家とオルタナティブ』, 1998年, を参照。

Critical Analysis of Paul Hirst's Economic and Social Welfare Governance Model: The Possibility of Associative Democracy

Shioto FUKUCHI *

Abstract: Recently, voluntary associations have aroused great interest in and outside the academic world. However, the contribution of these associations to economic and social welfare governance is still an object of controversy. In this debate, Paul Hirst is a leading theorist. In this paper, I deal with Hirst's associative governance model. My argument is, on the one hand, that Hirst's associative governance model has two problems. First he ignores the inequality of participation capacity. The second problem is that he neglects the possibility of improving democratization of the state apparatus. On the other hand, different from other approaches, his model has the virtue of not considering the voluntary sector as isolated from its institutional environment — i.e., state, market, company, and so on. I argue that the key in the voluntary sector successfully dealing with economic and social welfare issues lies in the relationship with its institutional environment.

Keywords: Associative democracy, Paul Hirst, economic governance, industrial public sphere, social governance, associative welfare state, David E. Morgan

* Graduate Student, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University